

# チリ DL600（外資法 600 号）に代わる新制度の概要

2015 年 10 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

サンティアゴ事務所

ビジネス展開支援部 ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）サンティアゴ事務所がリテイン契約に基づき現地会計事務所Deloitteに作成委託し、2015年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよびDeloitteは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびDeloitteに係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開支援部ビジネス展開支援課  
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・サンティアゴ事務所  
E-mail：CHS@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a stylized, bold, serif font.

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 変更点のサマリー .....	1
3. DL600（“外資法 600 号”）の概要 .....	2
4. Law No. 20,848（“新外資法”）の概要 .....	5

## 1. はじめに

1974年に制定されたDL600（“外資法600号”）は、外国人投資家によるチリに対する投資制度を規制した法律であり、これまで40年以上の長期間に渡り、多くの外国人投資家に利用されてきた。当制度のもと、外国人投資家はチリ外国投資委員会との間で投資契約を締結することで、外資法600号に規定された各種制度の適用を受けることができた。

2014年3月に発足したミチェレ・バチェレ政権では、教育制度改革等の政権公約を実現すべく、その財源確保のため過去数十年で最大規模とされる税制改革を行い、新税制（Law No. 20,780）が2014年9月29日に公布された。新税制では、外資法600号は2016年1月1日をもって廃止されるため、外国投資委員会に代わる新たな組織が設立されるとともに、既に締結済みの外国投資契約および一定期間の経過措置を除き、外国人投資家は従来の外資法600号の適用を受けることができなくなる。

そこで外資法600号に代わる新しい制度（Law No.20,848、以下“新外資法”）が2015年6月25日に制定された。

本レポートでは、従来の外資法600号および新外資法の概要について記載している。

## 2. 変更点のサマリー

新外資法の主な変更点は以下のとおり。

- (1) 外国投資をさらに促進するための取り組みとして、以下の管轄組織を設立すること。
  - Committee of Ministers for the Incentive and Promotion of Foreign Investment (“CMPFI”)
  - Agency for the Promotion of Foreign Investment (“APFI”）（従来の外国投資委員会に代わるもの。）
- (2) APFIが新外資法の適用を受けることに関する認証権限を有すること。
- (3) 外資法600号で認められた固定税率（42%）の適用を廃止すること。
- (4) ただし以下の移行措置あり。
  - 2016年1月1日までに締結された外国投資契約については、外資法600号が継続適用される。
  - 2016年1月1日以降の4年間に限り、外国人投資家は従来の外資法600号の適用を申請することができる（ただし44.45%の固定税率による税負担）。

### 3. DL600（“外資法 600号”）の概要

#### a) 外国投資の手段（Article 2）

外資法 600号では以下の方法による外国投資が認められる。

- 自由に換金可能な外国通貨による出資
- 有形資産
- 資本化できる情報技術
- 出資と信用取引（融資）の組み合わせ
- 融資・債務の資本化

外国投資契約に基づく最低投資額は 500 万米ドル（米ドル以外の通貨の場合は 500 万米ドル相当額）、または 250 万米ドル（有形資産・情報技術の場合）とされ、出資と融資を組み合わせた外国投資の場合は、融資額が出資額の 3 倍を超えることは認められない。

#### b) 外国投資契約の主な内容

外国投資契約では、一般に以下の事項が規定される。

- 一般に 3 年以内に上記の投資を行うこと。  
ただし 5,000 万米ドル相当額を超える工業投資（鉱業を除く）の場合は 8 年、初期の探査活動に資金が必要となる鉱業投資の場合は 12 年に投資期限の延長が認められる。
- 投資から 1 年経過後の外国投資家への資金還元を容認。
- 公式外国為替市場での自由な取引の保証
- 法人所得税と付加価値税にかかる固定の税負担
- チリ国内の投資家と同等の取り扱いを受ける権利

#### c) 公式外国為替市場での自由な取引

Constitutional Act of the Chilean Central Bank (CACCB) Article 39 & 40 では、一般に公式外国為替市場での外貨建取引は自由に行えることを認めているが、一定の要件を満たす外貨建取引はチリ中央銀行への届け出が必要とされる。

外国投資契約によりチリに抛出された外貨建資金は、公式外国為替市場においてチリペソに換算される必要がある一方、チリペソに換算された外国投資が海外に資金還元される場合には、その時点の為替相場でチリペソから外国通貨建てに換算される。資金還元のため公式外国為替市場で取引を行う際は、外国投資委員会からの認証を得る必要がある。

外国投資の撤退（資金還元）の際に第三者への投資持ち分の売却で資金回収をする場合、公式外国為替市場を通じて資金取引を行うことができ、その取引は課税対象とされないため、外国投資家はチリにおける自由な外国為替取引が認められている。

#### d) 税負担の固定

##### i) Article 7 : 一般規定

外国投資家は、事業開始から 10 年間に渡り 42%の固定税率の税負担（チリ所得税法 21 項に規定されるペナルティ税を含む）の適用を受けることができるが、外国投資家はいつでも当制度の適用を放棄して通常の制度適用を受けることが選択できる。ただし、一度放棄した場合は再び当制度の適用を受けることは認められない。

通常の制度適用を受ける場合、22.5%の法人税に加え、外国投資家への配当時に 35%の追加税（22.5%の法人税は税額控除可）が課される（2015 年時点で適用される制度）。

また、一定の要件を満たす機械装置といった有形資産による出資の場合、当該有形資産の持ち込みには付加価値税および関税が課されないとする条項を外国投資契約に規定することができる。

##### ii) Article 11 Bis : 工業投資

5,000 万米ドル相当額を超える工業投資は、事業開始から 10 年間に渡り 42%の固定税率の税負担の適用を受けることができるが、その適用期間は投資プロジェクトの期間に応じて最長 20 年間まで延長することができる。上記 i) と同様に、当制度の適用を放棄し通常の制度適用を選択することもできる。

また、減価償却費・繰越欠損金・創業費・組織再編費用等に関し、チリ税務当局が発行した適用指針・通達に改訂があった場合に外国投資家に影響を与えないとする条項を外国投資契約に規定することができる。

その他、外国投資により生産された製品の輸出取引に関し、上述の固定税率の適用期間（10 年または 20 年）の範囲内において、外国投資契約締結時点で施行される法規制を継続して適用することを外国投資契約に規定することができる。

##### iii) Article 11 Ter : 鉱業投資

鉱業活動を目的とした 5,000 万米ドル相当額を超える外国投資には、チリにおいて事業を開始した年度（暦年ベース）から起算して 15 年間に渡り、以下の権利が認められている。

- チリ所得税法 Article 64bis, 64ter に規定される鉱業活動に関する特別税に関し、外国投資契約締結時点で施行される法規制を適用すること。
- 外国投資契約締結後に鉱業活動に関して新設された各種法規制の適用を受けないこと。

- Law 18,248 : Mining Code の第 10 章に規定される探鉱採掘活動のライセンスに関する法規制の改訂による影響を受けないこと。

当制度の適用を受ける場合、外国投資家は投資先企業の監査済の財務諸表（単体・連結）を Superintendencia Valores y Seguros（SVS）に対し、毎四半期ごと（年度末含む）に提出しなければならない。仮に提出義務を怠った場合には、当制度の適用が無効とされる。

なお、当制度は上記 i）および ii）の制度との併用は認められていない。

e) チリ国内の投資家と同等の取り扱いを受ける権利

チリの各種法規制の適用に際し、外国投資契約では外国投資家はチリ国内の投資家と同等の取り扱いを受けることが保証されている。仮に外国投資家に不利な法制度が規定された場合、外国投資家はそのような制度が施行された時点から 1 年以内に、その撤廃を要求することが認められる。

f) 資金還元にかかる外国為替相場

上述のとおり、外国投資契約では投資後 1 年を経過すれば外国投資家は公式外国為替市場を通じて自由に資金還元を行うことができるが、外国投資家は自らに最も有利な外国為替相場を適用して資金還元額を算定することが認められる。

すなわち資金還元額の算定において、以下のいずれか有利な方法を選択することができる。

- (1) 当初の投資時における外国通貨建ての投資額に、投資時の外国為替相場を適用してチリペソに換算した金額に、インフレーションの調整を加味する。
- (2) 当初の投資時点における外国為替建ての投資額をもとに、資金還元時の外国為替相場を適用して算定した金額を用いる。

## 4. Law No. 20,848 ( “新外資法” ) の概要

外資法 600 号に代わる新しい制度として、Law No. 20,848 ( “新外資法” ) が 2015 年 6 月 25 日に成立した。新外資法では以下の項目を踏まえ、新規の直接外国投資に対する制度を規定している。

- 更なる戦略的・長期的な外国投資を促進すること。
- 最新の法制度の枠組みを整備すること。
- 外国投資家に著しく不利な取り扱いとならないよう、法制度の枠組みの改訂を段階的に行うこと。
- 一連の対応を OECD 基準に沿うレベルで行うため新しい管轄機関を設置すること。

### a) 新外資法の範囲

新外資法では、外国投資家と直接外国投資の概念を明確に規定している。

外国投資家は、チリ非居住者である個人または海外で設立された法人で、チリへ資本を投資するものをいい、外国投資家は新外資法の適用を受けることを保証する認証を申請することができる。

また直接外国投資とは、500 万米ドル相当額を超える外国資本または外国投資家が保有する資産のチリへの流入をいい、外国通貨による出資、有形資産、利益の再投資、負債の資本化、資本化可能な情報技術の移転、外国投資と融資の組み合わせにより行われる。

### b) 新たな管轄機関の設置

新外資法ではチリへの直接外国投資を促進すべく、以下の役割を担う新たな所轄機関として Committee of Ministers for the Incentive and Promotion of Foreign Investment ( “CMPFI” ) が設立される。

- 直接外国投資の促進を図る施策を大統領に提案すること
- 外国直接投資を促進する施策を実行に移すためのスキーム・プログラムを立案すること
- 立案したスキーム・プログラムの遂行を監督すること
- 立案したスキーム・プログラムの遂行にあたり、政府内の関係各局の調整を図ること

また、チリへの外国投資を誘致するための独立機関として、従来の外国投資委員会に代わり、新たに Agency for the Promotion of Foreign Investment ( “APFI” ) が設置される。

### c) Agency for the Promotion of Foreign Investment ( “APFI” ) から発行される認証

前述のとおり、新外資法では外国投資家が新外資法の適用を受けることの認証を APFI に申請することができる。



当認証の申請に際して、外国投資家は APFI に対し、投資の詳細な内容（投資額、投資目的を含む）を記載した申請書を提出する必要がある。申請書が提出された日から 15 日以内に認証されない場合は、申請が棄却されたものとみなされる。

d) 公式外国為替市場での自由な取引

新外資法では、引き続き外国投資家の公式外国為替市場での自由な取引を認めている。

上記 c) に記載のとおり、新外資法の適用に際して APFI からその認証を得ている場合、公式外国為替市場で自由に取引することができるが、外国投資取引はチリ中央銀行の管轄下におかれる。

e) 税務上の便益

i) 税負担の固定

後述 f) 移行措置の取り扱いを除き、新外資法では従来の外資法 600 号で認められた固定税率の適用を認める制度が廃止された。

ii) 付加価値税

新外資法では有形資産による出資取引に対し、その出資から少なくとも 12 カ月以内に操業を開始することが見込まれる投資プロジェクトにつき、有形資産の輸入に対する付加価値税を免除している。(Article 12, number 10, letter B of the Chilean VAT Law)

当優遇措置の適用を受ける場合、外国投資家はチリ財務省に対し APFI から発行された認証（前述）を添えて、付加価値税法 12 条の要件を満たすことを証する申請書を提出しなければならない。これらの必要書類が提出されてから 60 日以内にチリ財務省から答弁書が提出されない場合、申請書は承認されたものとみなされる。

f) 移行措置

2016 年 1 月 1 日までに締結された外国投資契約については、外資法 600 号が継続適用される。また、2016 年 1 月 1 日以降の 4 年間に限り、外国投資家は従来の外資法 600 号の適用を申請することができる。この場合、外資法 600 号の Article 2, 7, 13ter の規定が適用され、外国為替市場への自由なアクセスが保証されるとともに、44.45% の固定税率の適用を受けることができる。

以上